

佐倉市低入札価格調査委員会設置要領

(目的)

第1条 この要領は、市長が発注する工事又は製造その他についての請負の契約において、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定により実施する低入札価格調査に関し、公正、公平な落札者を選択するとともに、透明性の確保に資するため、法令等別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため、佐倉市低入札価格調査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項について、審議するものとする。

- (1) 低入札価格となった入札者事業の適正な履行の確保等に関すること。
- (2) 特別な事由により市場価格より低い価格で労務、資材等の調達ができるとの主張がある場合には、その適否等に関すること。
- (3) 当該入札者の経営状態等に関すること。
- (4) 入札執行前のダンピング情報の取り扱い等に関すること
- (5) 公正取引委員会の報告に関すること。
- (6) その他必要事項に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会)

第5条 委員長は、副市長を、副委員長は、財政部長をもって充てる。

2 委員は、土木部長、都市部長、資産経営部長、上下水道部長、事業担当課を所管する部局の長及び予算担当課を所管する部局の長をもって充てる。

3 各委員に事故があるときは、あらかじめ当該委員の指名する職員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、第3条各号に掲げる事項があった場合に、必要に応じて隨時会議を開くものとする。

2 委員会は、次の各号により、会議を開催することができる。

- (1) 会議室等に会して行う会議

(2) インターネット等電磁的な方法により行う会議

- 3 前項に規定する会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。
- 4 委員会は、第2項の他やむを得ない理由により会議を開催することができないときは、会議の開催に代え、書類による回議を行うことができる。

(公正取引委員会への通報等)

第7条 第3条第4号に規定する事項について、調査に値すると判断されたとき、次条に規定する庶務を担当する課は、委員会に諮詢し、市長の承認を得て公正取引委員会に通報するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、契約担当課において処理する。

(秘密の保持)

第9条 会議の内容については、部外者に漏れないように秘密を保持するとともに、その取扱いに十分注意しなければならない。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要領は、平成15年7月1日から施行する。
- 2 本要領の制定に伴い、佐倉市不当ダンピング防止委員会設置要領（平成8年7月26日制定）は廃止する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日決裁佐契第913号）

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月22日決裁佐契第1144号）
この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月21日決裁佐契第1220号）
この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年12月9日決裁佐契第956号）
この要領は、令和7年12月12日から施行する。